

# 社会福祉法人アカシヤの里 評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アカシヤの里（以下「法人」という。）の定款第8条第1項及び第21条第1項の規定により、評議員、理事及び監事の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員には、定款第8条第1項に定める各年度の総額の範囲内で次項に定めるところにより報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席した場合には、1回につき報酬として5,000円を支給する。

(理事及び監事の報酬総額)

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間1,100万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(理事長等の報酬)

第4条 理事長、常務理事及び常務理事以外の業務執行理事の報酬の額は、次の表の区分に応じた額とする。ただし、法人の職員である者には、支給しない。

区 分	常勤の者	非常勤の者
理事長	月額200,000円	時間額1,200円
常務理事	月額180,000円	時間額1,100円
業務執行理事 (1人当たり)	月額150,000円	時間額1,000円

2 前項に規定する非常勤の者（以下「非常勤理事」という。）の報酬は、職務に従事した日ごとに算定する。この場合において、当該従事した時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(理事及び監事の報酬)

第5条 理事（前条第1項に定める者及び法人の職員である者を除く。）及び監事が理事会又は評議員会に出席した場合並びに監事が職務のため出勤した場合には、1回につき報酬として5,000円を支給する。

(重複支給の制限)

第6条 前条の場合において、評議員会と理事会とが同日に開催される時及びこれらの開催日に監事が職務のため出勤したときは、同条の報酬は、重複して支給しない。

(支給時期)

第7条 第4条第1項に規定する常勤の者（以下「常勤理事」という。）の報酬月額は、毎月21日に支給する。

2 非常勤理事の報酬額は、1箇月分を合算し、毎月10日に前月分を支給する。

3 第2条第2項及び第5条に規定する報酬は、評議員会若しくは理事会の開催日又は監事が職務のため出勤した日に該当者に支給する。

(支給方法)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡した場合には、その月まで報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の現日数から就業規則第21条第1項の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 第4条第1項に規定する報酬は、理事の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

6 この規程に定めるもののほか、第4条第1項に規定する報酬の支給については、職員の給与に関する規程の例による。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号の報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。(29.6.19 第1回評議員会)